

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従業者の明確化)

第3 受注者は、この契約による業務に従事する者を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(従業者への周知)

第4 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また必要な事項を周知しなければならない。

(適正な安全管理)

第5 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の禁止等)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託先への義務等)

第7 受注者は、発注者の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合には、受注者と当該第三者との再委託に係る契約において、この契約に基づき個人情報の取扱いに関して受注者が発注者に対して負う義務等と同等の義務等を当該第三者が負うべき旨を契約書に明記しなければならない。

(収集の制限)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第9 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の処理以外の目的に利用し、又は第三者(受注者の子会社も含む。)に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第10 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第12 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等があるときは、この契約が終了し、又は解除された後直ちにこれらを発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告義務)

第14 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対して報告しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第16 受注者は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。ただし、発注者が必要でないとき認めるときは、この限りでない。

(実地調査等)

第17 発注者は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受注者のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。ただし、実地に調査することが困難である場合には、発注者は、受注者に対し、それに代わる調査をすることができる。

(再委託先への実地調査等)

第18 受注者が発注者の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合においては、発注者は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受注者と当該第三者との再委託に係る契約による当該業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査し、又はそれに代わる調査をすることができる。

(勧告)

第19 発注者は、受注者のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、受注者に対し、

必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(国外における取扱いの禁止)

第 20 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報クラウドサービス等により国外において取り扱ってはならない。

(違反した場合の措置)

第 21 発注者は、受注者が本特記事項に違反していると認めるときは、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置(損害賠償請求を含む。)を求めることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 22 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。